

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月5日(木)

厚生労働省

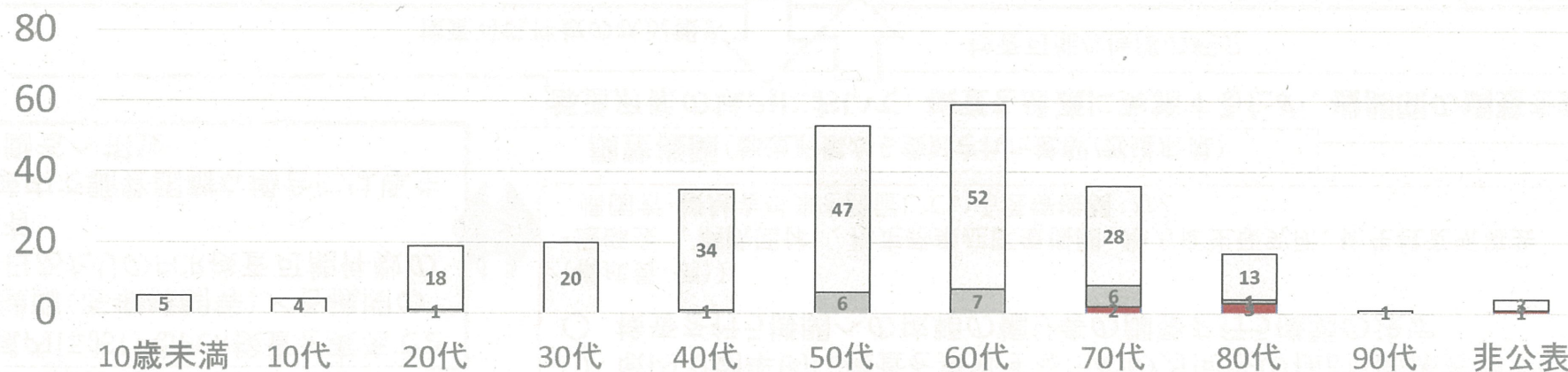
新型コロナウイルス感染症（国内事例）の状況（累積）（無症状病原体保有者を除く）（単位：人）

	3月3日（火）	対前日比	うち退院		うち死亡	
北海道	78	2	1	1%	3	4%
東京都	38	1	8	21%	1	3%
愛知県	36	4	3	8%	0	0%
神奈川県	24	0	3	13%	1	4%
千葉県	13	0	4	31%	0	0%
和歌山県	11	0	6	55%	1	9%
大阪府	8	2	1	13%	0	0%
熊本県	5	0	0	0%	0	0%
石川県	4	0	0	0%	0	0%
福岡県	3	0	0	0%	0	0%
高知県	3	0	0	0%	0	0%
沖縄県	3	0	1	33%	0	0%
新潟県	5	3	0	0%	0	0%
京都府	3	1	2	67%	0	0%
兵庫県	3	2	0	0%	0	0%
岐阜県	2	0	0	0%	0	0%
宮城県	1	0	0	0%	0	0%
栃木県	1	0	0	0%	0	0%
長野県	1	0	0	0%	0	0%
静岡県	1	0	0	0%	0	0%
三重県	1	0	1	100%	0	0%
奈良県	1	0	1	100%	0	0%
大分県	1	1	0	0%	0	0%
総計	246	16	31	12.6%	6	2.4%

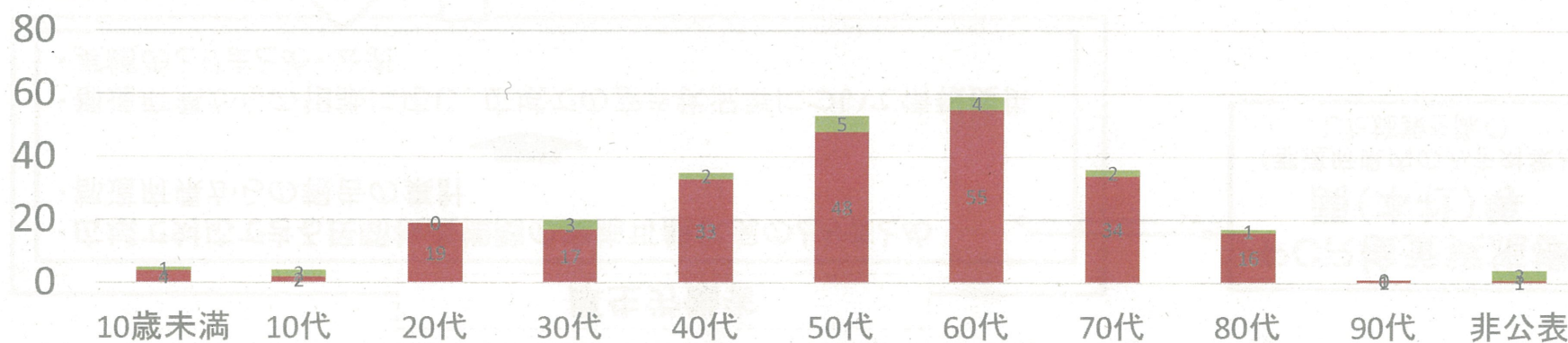
新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年3月2日18時時点

年齢階級別陽性者数



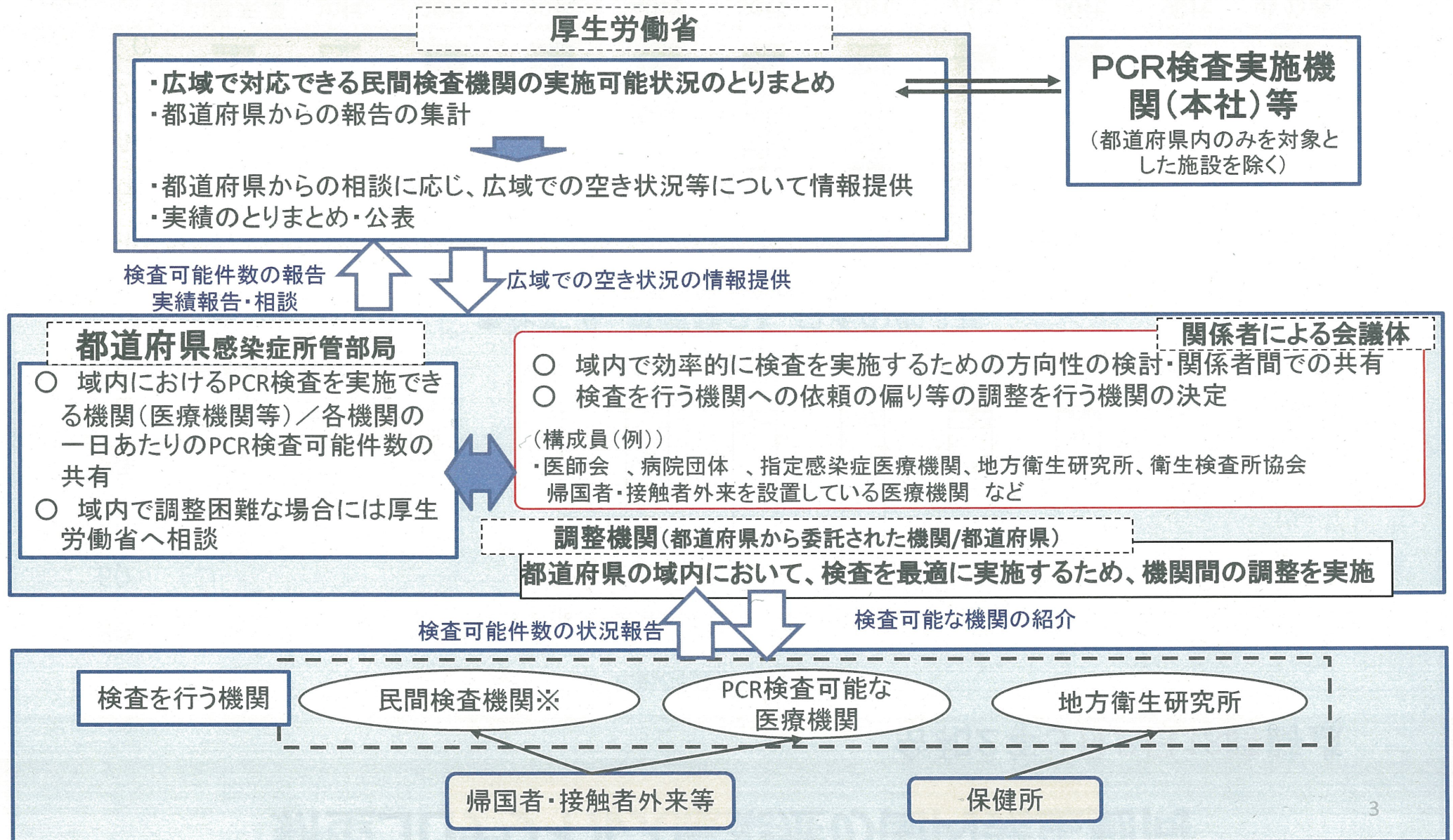
■ 死亡 6 ■ 重症 22 □ その他 225
年齢階級別陽性者数



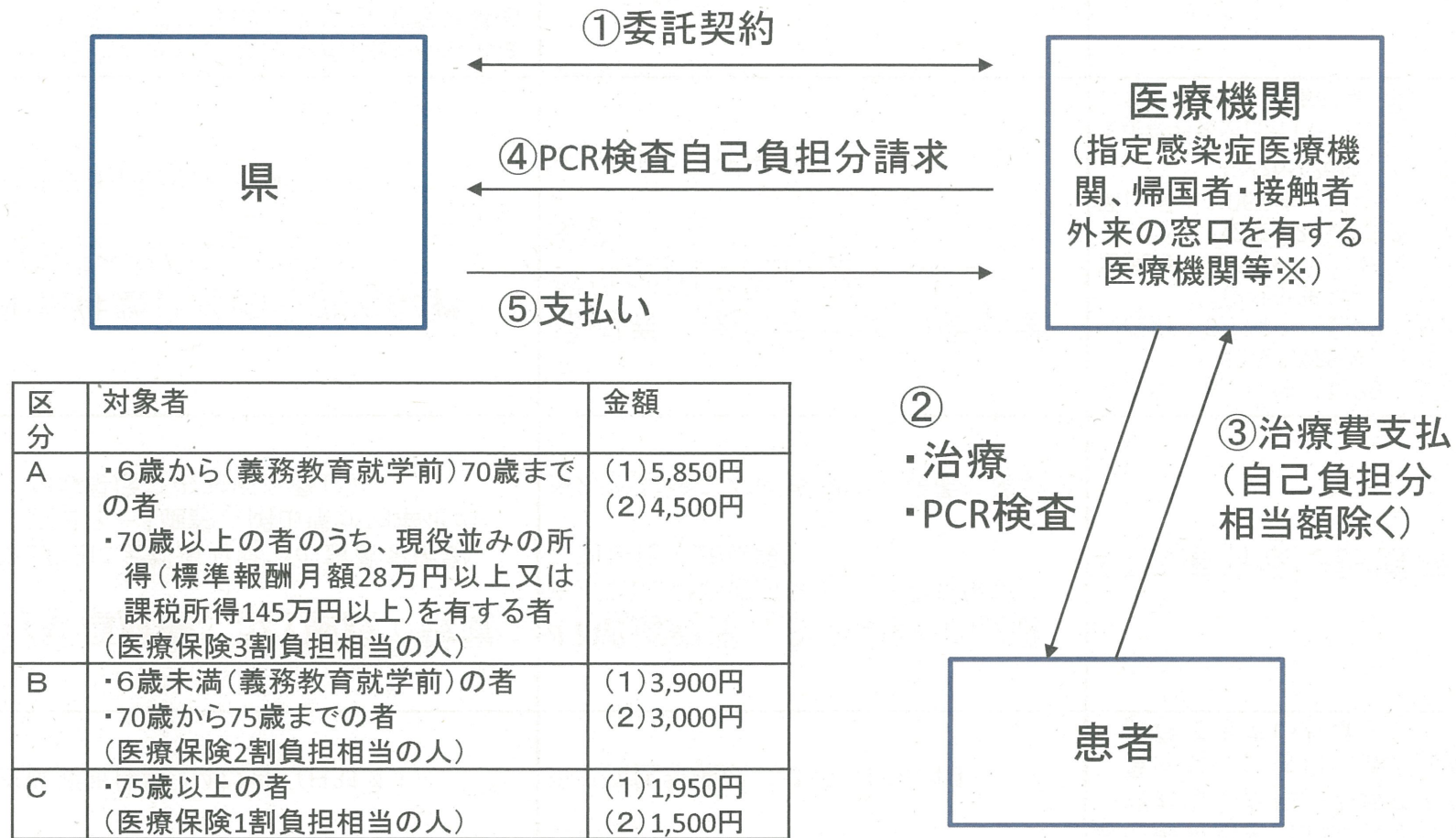
■ 有症者 230 ■ 無症者 23

地域において必要な患者にPCR検査を実施する仕組み

保険収載されたPCR検査も含め、行政検査の委託として行われることを踏まえ、都道府県等において、民間医療機関も含めた円滑なPCR検査の実施体制を整備する必要がある。



PCR検査費用自己負担分スキーム



※ 指定感染症医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第19条又は第20条に基づく入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来の窓口を有する医療機関及び帰国者・接触者外来の窓口と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関

※ (1) は検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合、(2) はそれ以外の場合

新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

3/3(火)
17時時点

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数：472件（H31.4.1）	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335（H30.4.1）	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比+1施設（岡山県が効率化のため県庁での対応を廃止）	47都道府県、860施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比+16施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で 85,864件 （2/3～3/2） ※前日比15,781件増加	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で 2,742件 （2/1～3/2） ※前日比557件増加	東京都：8,712件（1/29～2/27） （2/26:428件、2/27:414件） 大阪府：5,174件（1/29～2/27） （2/26:263件、2/27:215件） 宮城県：2,272件（2/4～2/27） （2/26:213件、2/27:242件） 岡山県：1,067件（2/4～2/27） （2/26:126件、2/27:164件） ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	- 保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 - 全都道府県が24時間土日でも対応可能である（各ホームページ上でも公表）。 2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。	860施設のうち感染症指定医療機関は396施設。	- 専用回線を設置している都道府県は神奈川県含め22都府県。 - 都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。

新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

新型コロナウイルスの特徴

多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない

その一方で、一部に特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例が存在し、一部の地域で小規模な患者クラスター（集団）が発生



対策の重点 = クラスター対策

クラスター（集団）発生の端緒を捉え、早期に対策を講ずることで、今後の感染拡大を遅らせる効果大

①患者クラスター発生の発見

医師の届出等から集団発生を早期に把握



②感染源・感染経路の探索

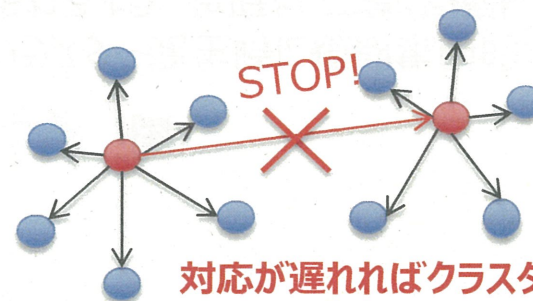
積極的疫学調査を実施し感染源等を同定



③感染拡大防止対策の実施

濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等
関係する施設の休業やイベントの自粛等の要請等

いかに早く、①クラスター発生を発見し、
③具体の対策に結びつけられるかが
感染拡大を抑え事態を収束させられるか、
大規模な感染拡大につながってしまうかの
分かれ目



対応が遅ればクラスターの連鎖
（リンク）を生み、大規模な感染
拡大につながる

新型コロナウイルス感染症 クラスター対策による感染拡大防止

クラスター対策の課題

地方

連携

国

今後、小規模なクラスターが散発的に発生してくる中で、発生自治体のみでの対応には限界

対象自治体がクラスター発生時に短期集中的な対応を躊躇なく進められるよう、政府として省庁横断的な支援施策をとりまとめ、最大限支援

①専門的知見の拡充

集団発生有無の判断、疫学調査に基づく感染源の同定等には専門的知見が不可欠

②対応人員の拡充

積極的疫学調査等を短期集中的に実施するために多くの人員を投入することが必要

③地域経済へのダメージ

感染防止対策を講じることによる地域経済へのダメージを最小限にすることが必要

《厚生労働省》

クラスター対策班
(2/25設置)

感染研、東北大、北海道大学等の研究者

・地域に出向いて状況を把握
・地域でのクラスター特定と協力要請の実施協力

・データ集計
・データ分析、対応検討・評価

《関係省庁》

支援策（例）

- ・研究者等の協力
- ・国職員の現地派遣
- ・対象となる事業者等への支援策の検討
- ・テレワーク等の推進

など

今後の進め方

既にクラスターが発生している都道府県と連携し、速やかに対応に着手
課題の洗い出しを行いつつ、成果につなげ、さらに全国展開

クラスター対策班の活動状況

2020/3/4現在

○自治体の状況に応じ、以下のような支援活動を展開(本庁や保健所で活動)

〔支援活動の例〕

- ・患者の接触者に関する調査の実施について助言
- ・リスク要因の把握に向けた調査、分析などの支援(発生状況分析の作成支援)
- ・患者発生場所への感染対策指導について助言
- ・接触者数、検査実施状況、検査実施基準情報をもとに全体像の把握 など

〔支援活動自治体〕

○北海道(2/25～)

国立感染症研究所 6名
厚生労働省職員(リエゾン) 2名 計8名 ※3チームに分かれ、道庁、保健所を支援

○千葉県(2/27～〔保健所(市川市)〕)

国立感染症研究所 1名 (最大時3名)

○神奈川県(2/28～〔保健所(相模原市)〕)

国立感染症研究所 2名 (最大時2名)

○大阪府(3/2～〔保健所(大阪市)〕)

国立感染症研究所 1名

○高知県(3/3～)

国立感染症研究所 2名

新型コロナウイルス感染症対策に関する連携・調整チームの取組状況（未定稿）

I 休業やイベント自粛等により影響を受ける事業者に対する支援等(15ページ参照)

2020/03/04

- 1 休業等に対する支援
－雇用助成金の特例措置の拡大(20ページ参照)
- 2 金融支援(融資・信用保証)
－日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の要件緩和等
- 3 事業者に対する相談支援
－新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置等
- 4 その他
－大規模イベント等の取組事例の把握 など

II 学校等における臨時休業への対応(16ページ参照)

- 1 家庭での対応が困難な児童生徒の居場所づくり等(22、23ページ参照)
－放課後児童クラブでの対応等(文部科学省、厚生労働省で連携)
- 2 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(19ページ参照)
－新たな助成制度の創設
- 3 病院や福祉施設で働く保護者が休職する場合等への対応
－報酬算定要件、人員配置基準の緩和等
- 4 その他環境整備(21ページ参照)
－休業に関する配慮の要請、年休や特別休暇の活用、テレワーク・時差出勤の推進 など

III 感染拡大地域への支援／北海道への支援(17、18ページ参照)

○専門家からなるクラスター対策班を設置し、自治体の要請に応じて現地にチームを派遣

○北海道への全面的な支援

感染が拡大している北海道に対し、重点的に対応
要望事項を踏まえ、北海道庁の意見を継続的に聞きながら、以下のような施策を推進中

- (主な事項)・専門家、国職員の道庁、保健所への派遣(厚労省)
・患者が増加した場合の各対策の概要、移行の考え方等の提示(厚労省)
・マスクの優先配布、検査試薬等の安定供給(厚労省、経産省、総務省)
・自衛隊による離島からの患者搬送への協力態勢の確保(防衛省) など

新型コロナウイルス感染症対策に関する広報

- 1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に関する広報について、内閣広報室・政府広報室と連携し、以下の取り組みを実施。

- 大臣会見（2月25日から動画配信）
- 大臣・専門家会議の専門家のテレビ出演
- 政府広報（新聞、CM）
- 国民向けチラシの作成・配布
- 厚生労働省の新型コロナ対策ホームページでの発信
一問一答（よくある質問（FAQ）を含む）の掲載
手洗いの方法などのコンテンツの動画配信

- 2 上記のほか、基本方針の内容の、自治体への周知と経済団体等への要請を実施。
また、このような情報発信の都度、厚生労働省公式ツイッターで配信し、注目していただく取組を実施。
- 3 内閣広報室国際報道官室・外務省の協力を得て、外国プレスに対しても、専門家と行政からのブリーフィングの実施、個別インタビューの対応、大臣会見の英語での配信、英語版・中国語版の新型コロナ対策ホームページを作成している。

内閣広報室 <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県等への依頼事項

1. 医療提供体制の整備

(1) 調査への協力依頼

- 今後、患者数が大幅に増えた場合には、広域での患者の搬送・受入の調整が必要。
そのため、2月28日付け事務連絡において、感染症指定医療機関等における病床の稼働状況等に係る調査をお願いしており、御協力をお願いしたい。
- 「帰国者・接触者外来」の受診者数等について、感染の動態を把握し、対策を講じていくために必要。
期日までに漏れなく御報告いただくようお願いしたい。

(2) 感染状況の進展を見据えた医療提供体制の整備

- 今後の感染状況の進展に応じて、段階的に医療提供体制を移行させていくことが必要。3月1日付け事務連絡において、段階的に講じる施策の内容や移行の判断の目安等を示しており、これを参考に、各都道府県においては準備を進めていただくようお願いしたい。

(3) 医療需要の推計と医療提供体制の確保

- 今後、患者数が大幅に増えたときに備え、3月4日付け事務連絡を参考に、新型コロナウイルス感染症の外来や入院患者数等の医療需要を計算いただき、必要な医療提供体制の確保を進めていただきたい。

2. 医療用マスクの安定供給

- 医療用マスクについて、備蓄が不足する自治体や、在庫の不足する医療機関に対して、優先的に供給を行う仕組みを構築。都道府県からの要請受付を開始しており、御協力をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対策に関する都道府県等への依頼事項

3. 地域において必要な患者にPCR検査を実施する仕組みの整備

- 今般、保険適用されるPCR検査を含め、行政検査の委託として行われることを踏まえ、都道府県等において、民間医療機関も含めた円滑なPCR検査の実施体制を整備することが必要。
- 都道府県においては、域内において検査を最適に実施するため、PCR検査可能件数の把握、検査機関への依頼の偏り等の調整を行う機関の決定等をお願いしたい。
- また、保険適用されるPCR検査については、医療機関に対して都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととしている。
その際の具体的な事務として、都道府県においては、医療機関との委託契約の締結、医療機関への自己負担分の支払い等をお願いしており、御協力をお願いしたい。

参考資料

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年3月3日10時時点

	中国	香港	マカオ	日本 ^{※1}	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ
患者数	80151	100	10	284	4812	41	108	1	43	16	29	29	91	27
死亡者数	2943	2	0	6	28	1	0	0	1	0	0	1	2	0

	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー
患者数	191	159	1	1	21	6	3	6	2036	40	3	15	114	8
死亡者数	5	0	0	0	0	0	1	0	52	0	0	0	0	0

	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル
患者数	2	1501	10	13	56	49	6	1	21	3	18	30	7	2
死亡者数	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	ギリシャ	ノルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア	ナイジェリア	アイスランド	アゼルバイジャン
患者数	3	4	1	7	25	3	4	1	18	9	1	1	3	3
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ベラルーシ	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル
患者数	c	1	5	3	1	1	6	1	3	1	1	2	1	2
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ラトビア	セネガル	その他 ^{※2}	合計
患者数	1	1	706	90885
死亡者数	0	0	6	3114

※1 うち27例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

I 休業やイベント自粛等により影響を受ける事業者に対する支援等

2020/03/04

1. 休業等に対する支援（雇用調整助成金）

* 1月24日以降に開始した休業から適用

- 日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和（2月14日）
 - * 生産指標要件の緩和（3か月10%以上低下→1か月10%以上低下）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）に拡大（2月28日）
 - * 被保険者期間要件（6か月以上）も撤廃の方針
- 自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対する特例措置（3月4日）
 - * 上乗せ助成の実施
 - * 生産指標要件を満たすものとして扱う
 - * 非正規を含めた雇用者を対象

【現時点では北海道のみ】

2. 金融支援（融資・信用保証）

- 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、要件を緩和して実施中。
- 日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金等について、今後の状況により無利子化を検討（※）
- セーフティネット保証4号について、全ての都道府県を対象に、3月2日から受付開始。
 - * 売上高が20%以上減少する事業者に対して、借入債務の100%保証。
- セーフティネット保証5号について、旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブなど40業種を追加指定。3月6日から受付開始。
 - * 売上高が5%以上減少する事業者に対して、借入債務の80%保証。

3. 相談支援

- 資金繰りを始めとする様々な経営上の相談に応じる経営相談窓口を全国1,050か所に設置。
- 日本政策金融公庫は、1月29日、2月27日付けで本店及び支店に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置。

4. その他

- 下請け企業へのしわ寄せがないよう、買い叩き等の不当行為に対しては、下請け法に基づき厳正に対処。

Ⅱ 学校等における臨時休業への対応

2020/03/04

1. 家庭での対応が困難な児童生徒の居場所づくり等(文部科学省、厚生労働省で連携)

○ 家庭での対応が困難な児童生徒の居場所づくり(文部科学省と厚生労働省が連携)

- ・放課後児童クラブでの対応(小学校教員の活用、追加費用は保護者負担を求めず国10/10の補助)
- ・学校で預かる例、放課後児童クラブに教員も関わる例等の考え方を提示(3/2)

○ 全国的な一斉臨時休業の要請に伴う考え方を通知、QAを教育委員会等に送付(2/28)

(授業時数や卒業式等の教育課程上の取扱いなど、家庭学習の工夫や教材例の参考情報も送付)

自治体＝労働局の連携

- ①子どもの預け先
- ②仕事を休んだ際の所得減少に関する支援策を一括して情報提供(保護者の不安解消)

2. 保護者が休む場合の新たな助成措置の創設

○ 小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設(3/2公表)

〔※支給額：休暇中に支払った賃金相当額× 10/10 (支給額は8,330円を日額上限とする)〕
〔※適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇〕

○ 特別休暇の規定を整備した中小企業に対する助成金コースを創設。(3/3 公表)

〔※支給額：就業規則の整備等の費用× 3/4 (50万円を上限とする)〕
〔※適用日：令和2年2月17日～5月31日の間に規定を整備した特別休暇〕

特別休暇の導入に関するコンサルティングの実施(都道府県労働局)

3. 病院や福祉施設で働く保護者が休職する場合等への対応

- ① 報酬算定要件、人員配置基準について柔軟な取扱いを可能にする緩和を実施(通知済)
- ② 法人間の連携や関係団体への協力等による職員の確保(通知済)

4. その他環境整備

○ 企業に対して休業に関する配慮の要請

○ テレワーク・時差出勤の推進

※ 新たにテレワークを導入した中小事業主を支援する特例コースを設け、受付を再開

Ⅲ 感染拡大地域への支援／北海道への支援

2020/03/04

1. 専門家からなるクラスター対策班を設置し、自治体の要請に応じて現地にチームを派遣

2/25 厚生労働省にクラスター対策班設置

同日 北海道に3名の専門家・リエゾンを派遣(第1陣)

3/4現在 5道府県(北海道(8)、千葉県(1)、神奈川県(1)、大阪府(1)、高知県(2))に計13名の専門家・リエゾンを派遣中
※ さらに愛知県から派遣要請あり、派遣に向けて調整中

2. 北海道への全面的な支援

2/28 北海道「新型コロナウイルス緊急事態宣言」

2/29 北海道「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」

感染が拡大している北海道に対し、重点的な対応を進めているところ

(1) 専門家・リエゾンの派遣

①「クラスター対策班」を派遣し、道庁、保健所を支援(再掲)

・派遣者の状況 国立感染症研究所 6名、厚生労働省職員(リエゾン) 2名 計8名

3チームに分かれ支援(道庁、釧路市保健所、北見保健所)。3/2から釧路保健所派遣の2名が札幌市へ移行。

・支援内容

発症者が受診した病院・医院等を巡回し、聞き取り調査

リスク要因の把握に向けた調査、分析などを支援(新型コロナウイルス感染症発生状況分析の作成支援)

②地域看護学会の協力を得て、感染症対策に詳しい専門家(保健師)2名を道庁に派遣(3/3～)

③道庁へリエゾンを派遣

北海道厚生局から1名、厚生労働省本省から医系技官1名を派遣(経産省他の省庁においても要請あれば派遣できる態勢を確保)

2. 北海道への全面的な支援(続き)

(2) 感染症対策の充実・強化

① 患者が増加した場合の各対策の概要、移行の考え方等の提示(3/1)

(対策の移行のタイミングなどの具体的基準、院内感染対策、慢性疾患等を有する患者への対応など)

※さらに、道庁と連携し現地医療機関の声などを収集中⇒現場のニーズに沿ったQ&Aなどを示していく予定

② 検査試薬の安定供給

検査試薬等の製造販売業者に、北海道の公的検査機関に検査試薬等を優先的かつ速やかに供給していただけるよう要請(2/28)

③ 病床の確保にあたっての広域調整等への支援

④ 自衛隊病院における患者受け入れを用意、自衛隊による離島からの患者搬送への協力態勢を確保

⑤ マスクの優先配布

国民生活安定緊急措置法に基づき、メーカーにマスクの売渡しを指示。

売り渡しを受けたマスクは、感染拡大防止のため、地方自治体からの要望等や人口に占める患者数の割合等を踏まえ、
まずは中富良野町と北見市に配布(3/3公表)

(3) 教育機関等での感染防止対策ほか

① 教育教材等の提供

新型コロナウイルス感染症の正しい知識や、偏見・誹謗中傷防止の教育教材の提供

② 専門家配置等に必要な費用負担や教職員の加配措置を予定

スクールカウンセラーなど専門家配置等に必要な費用負担、いじめや偏見・誹謗中傷を受ける児童生徒の支援の教職員の加配措置

(4) 影響を受ける産業等への支援

① 雇用調整助成金の特例措置の拡大(3/4公表)

上乘せ助成の実施(中小4/5、大企業2/3)、非正規を含めた雇用者を対象、生産指標要件を満たすものとして扱う

※上記のほか、全国共通の施策(関連する保健所活動経費への財政措置、中小企業や農業者等への金融支援、在住外国人への情報提供等)の中で、北海道を支援

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度の創設)

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業ともに同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度（大企業：1／2 中小企業：2／3）

○雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化。

○更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。

第1弾（2月14日～）	拡充案	
	一般的な場合	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 (2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	4/5(中小)、2/3(大企業)
計画届の事後提出を認める（1月24日～3月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
- 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。
- 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルスに関連したこれまでの対応（放課後児童クラブ・保育所関係）

- 1月31日 **「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**
→入国規制の地域から帰国した子ども等については、放課後児童クラブ・保育所の利用を控えるよう要請。また、マスク利用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（2/13,27に入国規制の地域を更新。）
- 2月18日 **「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**
→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、放課後児童クラブ・保育所の臨時休園等を要請。
（また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。）
→2/25に第二報として、感染した子どもが放課後児童クラブ・保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。
- 2月25日 **「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**
→放課後児童クラブ・保育所の職員について、出勤前に発熱や呼吸器症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底。
また、利用児童についても、発熱等がある場合には利用を断る取り扱いとする旨を周知。
- 2月27日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（放課後児童クラブ・保育所関係）**
→放課後児童クラブ・保育所について、感染の予防に留意した上で、原則として開所するように依頼。
- 2月28日 **「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について（放課後児童クラブ関係）」（放課後児童クラブ関係）**
→文部科学省から学校の教員が放課後児童クラブに携わることが可能な旨のQ&Aが発出されたことを周知。
「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について」（放課後児童クラブ関係）
→放課後児童クラブの開所に伴い、追加的に生じる費用については、国庫負担割合を10/10として補助。
- 2月29日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブの業務に教員が携わる場合の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の解釈について」（放課後児童クラブ関係）**
→放課後児童クラブの運営に教員が携わる場合、当該教員については、省令上の経過措置である「令和2年3月31日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとみなして差し支えない、との解釈を周知。
- 3月2日 **「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」（放課後児童クラブ関係）**
→放課後児童クラブの業務に学校の教員が携わることや、学校において子どもを預かることにより子どもの居場所の確保を促すとともに、学校の空き教室や放課後子供教室等の一層の活用等について依頼

小学校等の臨時休業に伴う子どもの居場所の確保方策について

- 今般の小学校等の臨時休業に伴う、子どもの居場所の確保のため、文部科学省・厚生労働省の連携の下、
 - ① 学校の教員が放課後児童クラブ等の業務に携わる、
 - ② 学校で児童を受け入れる 等の対策を実施

1. 子どもの居場所確保に向けた取組方策

(1) 放課後児童クラブにおける居場所確保

- 教職員を放課後児童支援員等として取り扱い、学習指導や生徒指導等に関与
- 法人間での連携や市町村における福祉関係団体への協力要請を通じた人材確保

(2) 学校における居場所確保

- 保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童について、通常の授業時間において学校に受け入れ、自習等を実施
- 地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用
- やむを得ず、福祉事業所等で児童生徒の居場所を確保できない場合、特別支援学校等で預かる

(3) その他の留意事項

- 環境衛生管理の徹底

2. 学校の教室等の一層の活用

- 教室、体育館、図書館等が利用可能である場合は、放課後児童クラブ等の実施場所として積極的に施設の活用を推進

3. 放課後児童クラブに関する財政措置

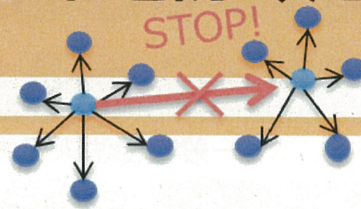
- 放課後児童クラブを午前中から運営する場合や支援の単位を新たに設ける場合の加算を創設し、国庫負担割合を10/10として補助

4. 子どもの居場所確保の状況のモニタリング

- 厚生労働省において各都道府県等に対し、子どもの居場所確保の状況を把握し、要望等を丁寧に聴取

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

◆ 個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

- ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

◆ ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。

トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。

◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。

(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。